

■ (仮称) 新リサイクルセンター整備及び維持管理委託事業 第2回募集要項 (参加資格申請以外)に関する質問への回答

【要求水準書に関する質問】

No.	頁	項目番号			項目名	質問内容	回答	
1	7	1	2	5	3(2)	用水	「上水口径50mm (現在の仕様)」とありますが、既存の水道局貸与メーターが50Aであり、その水道局貸与メーターを流用出来るものと考えて宜しいでしょうか。	流用は可能ですが、工事用水の費用負担は請負事業者となります。
2	7	1	2	5	3(4)	排水	下水道への接続に伴う受益者負担金は、既設工場建設時に支払われており、今回の工事では発生しないものと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。新たに接続する場合の費用負担は請負事業者となります。
3	7	1	2	5	3	敷地周辺設備	(4)排水は下水道放流とするの記載がありますが、雨水は雨水浸透施設を設置し、ゲリラ豪雨等で浸透しきれないものについては下水道放流するものと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりですが、東京管理の雨水管もありますので、雨水管につなぐ場合は水質に注意してください。なお、雨水再利用の提案については、非価格要素審査の評価対象としますので、様式9号-5-2「②環境学習機能」及び様式第9号-6-1「①コストに関する考え方」に記載してください。
4	8	1	2	5	4	気象条件	合理的計画を行う為に、建築設備における空調換気設備は、記載の気象条件ではなく、一般社団法人公共建築協会刊行の建築設備設計基準 (令和3年版) を基に計画するものと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	8	1	2	5	5.1	中央棟解体工事	インフラの閉止点をご教示ください。	上水については水道局の水道メーター、下水については公共溝、電気については、クリーンプラザふじみ電気室の遮断機二次側までとなります。
6	8	1	2	5	5.1	中央棟解体工事	本工事着工時の状況をご教示ください。建屋に関しては基礎・杭・仮設物を含め全て撤去されると考えて宜しいでしょうか。用地は転圧程度が行われた更地渡しとありますが、想定される地盤レベルをご教示ください。	ご理解のとおりです。なお、地盤レベルについては、本件受注者と相談の上、決定します。
7	8	1	2	5	5.1	中央棟解体工事	中央棟解体工事に伴う外構撤去範囲をご教示ください。想定される仮囲い内側の範囲については、舗装および埋設物 (側溝・マンホール・埋設配管等) は全て撤去されると考えて宜しいでしょうか。	中央棟解体工事後も、既存リサイクルセンター中央棟南側に約2.5mのアスファルト舗装が設置されるほか、緑地、L型側溝、門扉、フェンス、ガス引込用バルブ (1か所)、雨水樹 (1か所)、公共樹 (2か所) が残置されます。なお、中央棟解体後は、安全確保のため、撤去範囲の周囲に単管バリケード (H=1,500) を設置する予定ですが、設置については、本件受注者と相談の上、決定します。
8	8	1	2	5	5.1	中央棟解体工事	中央棟南側に、最終柵や立木、築堤、フェンス等がございますが、敷地境界部分までを、貴組合にて撤去 (植栽については伐根まで) されると考えて宜しいでしょうか。残置される施設等がある場合は、その品目と範囲とをご教示ください。	No. 7 の回答を参照ください。
9	8	1	2	5	5.2	東棟・北棟解体	本工事着工時の状況をご教示ください。建屋に関しては基礎・杭・関連するインフラ (埋設配管等)、仮設物 (P32記載の仮設トイレ、駐輪場等) を含め全て撤去されると考えて宜しいでしょうか。用地は転圧程度が行われた更地渡しとありますが、想定される地盤レベルをご教示ください。	東棟・北棟解体工事は、本工事の試運転開始後となることから、本工事着工時、本施設は稼働中です。なお、東棟・北棟解体後も残置されるものは、東棟周辺では、東棟の東側にあるコンクリート土留、フェンス、コンクリート壁、門扉、歩道 (アスファルト舗装)、縁石、コンクリート製腰掛 (6か所)、植栽等及び東側の南側にあるコンクリート製ブロック積土留、フェンス、植栽、土山等です。なお、No. 7 の回答も参照ください。また北棟周辺では、北棟の北側にあるコンクリート製ブロック積土留、植栽、土山等です。
10	8	1	2	5	5.2	東棟・北棟解体	東棟・北棟解体工事に伴う外構撤去範囲をご教示ください。各棟背面の植栽、フェンス等については、敷地境界部分までを貴組合にて撤去 (伐根まで) されると考えて宜しいでしょうか。残置される施設等がある場合は、その品目と範囲とをご教示ください。	No. 9 の回答を参照ください。
11	11	1	2	6	3	処理能力	重機や人手による処理を併用した場合、その分処理能力を減らしてもよろしいでしょうか。	引き渡し性能試験において、処理量の合計が 8 t / 5 h を満たす必要があります。なお、オペレーター等の人数は、提案のとおりとし、増員は認めません。
12	11	1	2	6	3	処理能力	「・・・1日当たり、10時間以上の稼働が可能な設計」とありますが、維持管理計画 (補修、消耗品、点検等の頻度等) は1日当たり5時間で行うものとし、災害発生時等で5時間を超える運転となった場合は、別途精算との認識で宜しいでしょうか。	計画処理量を超えた場合は、別途、精算を行う者となります。なお、精算方法については、様式第9-6-1「①コストに関する考え方」に記載してください。
13	11	1	2	6	3	処理能力	「粗大ごみ処理系列 8t/5h」とありますが、可燃性粗大ごみと不燃性粗大ごみの比率をご教示いただけないでしょうか。	可燃性粗大ごみはクリーンプラザふじみで処理をするため、本施設への搬入は不燃性粗大ごみのみとなります。
14	12	1	2	6	3	計画年間運転日数 (表7)	業務日についてのご記載がございますが、GWおよびお盆の期間も土曜日・日曜日を除く期間は業務が行われるものと理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりですが、表7のとおり搬入業務については、土曜日にも実施します。
15	12	1	2	6	4	処理対象物及び搬入形態 (表8)	「プラスチックコンテナ等の大型の製品プラスチックは粗大ごみとして搬入」とありますが、搬入後の処理については「粗大ごみ扱い」のまま粗大・不燃ごみ処理系列にて処理するとの認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。処理フローについては、提案によることとしています。
16	12	1	2	6	4	処理対象物及び搬入形態 (表8)	種類: むいぐるみ (80 cm未満) やじゅうたんといった一般的には「不燃ごみ」として破砕選別設備で処理するには不向きと考えられる品目が記載されていますが、搬入時点で処理不適用として分別・除去するものとの認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
17	12	1	2	6	4	処理対象物及び搬入形態 (表8)	14頁5計画ごみ質5.1ごみの種類: 燃やせないごみ (不燃ごみ) で「ビデオ・カセットテープ (破砕・選別設備で処理するには不向きと考えられる品目)」が記載されていますが、「燃やすごみ」にご変更いただけないでしょうか。	三鷹市及び調布市と協議中です。
18	12	1	2	6	4	処理対象物及び搬入形態 (表8)	「ペットボトル及びびん・缶は将来的に混合袋収集を予定しているため、将来的な搬入形態の変更にも適用できるよう施設設計を行うこと。」と記載がございますが、施設稼働当初からペットボトル・びん・缶の混合袋収集の搬入形態に変更して頂くことは可能でしょうか。	現時点では、初年度からの変更は予定していません。
19	13	1	2	6	5	計画ごみ質	びん・缶類の計画ごみ質について記載がありますが、びんに含まれる「生きびん」の組成割合 (あるいは搬出種別毎の搬出実績) についてご教示ください。また、リターンびんの有価引取り実績についてもご教示いただけないでしょうか。	現在はコンテナ収集をしているためほとんど割れていません。ただし、搬出については全量カレットとしています。
20	14	1	2	6	5	構成市のごみの種類 (表9)	プラスチックコンテナ等の大型の製品プラスチックは粗大・不燃ごみ処理系列にて処理するとして計画して宜しいでしょうか。	可とします。
21	17	1	2	6	5.2.3	計画ごみ質	表14に「残さ組成10%」と記載がありますが、構成品目はスプレー缶、カセットボンベ等の処理不適用、汚れびん・汚れ缶、不燃ごみ、可燃ごみ等の異物、収集袋として計画して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
22	18	1	2	6	6	搬入出車両	「粗大ごみ※1※1量、スプリングマットレス等を含む」とありますが、スプリングマットレスの処理方法は、新リサイクルセンター内で手解体による処理と考えて宜しいでしょうか。またスプリングマットレスの搬入実績 (年間、日平均枚数等) をご教示いただけないでしょうか。	手解体を含め民間事業者の事業者提案とします。後段については、年間約3,900枚です。なお、手解体併用の場合、引き渡し性能試験において、処理量の合計が 8 t / 5 h を満たす必要があります。その際、作業従事者の人数は、提案のとおりとし、増員は認めません。
23	18	1	2	6	6	表15搬入車両	搬入出車両の注記※1にて「量、スプリングマットレス等を含む。量はクリーンプラザふじみで処理を行うため、本施設ではスプリングマットレス等の処理を行うものとして計画すること。」と記載がありますが処理方法は人力による解体でもよろしいでしょうか。	可とします。ただし、要求水準書に記載の運転事業者数を考慮して提案してください。また、引き渡し性能試験において、処理量の合計が 8 t / 5 h を満たす必要があります。その際、作業受注者の人数は、提案のとおりとし、増員は認めません。
24	19	1	2	6	6	搬入出車両 (表16)	「乾電池、蛍光灯・電球 搬出回数 2台/月」とありますが、搬出1回あたりの貯留容量 (ドラム缶の本数等) をご教示いただけないでしょうか。	搬出1回あたり貯留容量について、乾電池はドラム缶13本程度、蛍光灯・電球はコンテナ3基程度、ドラム缶4本程度です。
25	19	1	2	6	6	搬入出車両 (表16)	「鉄プレス品・アルミプレス品、缶成形品 荷姿 梱包なし」とありますが、プレス機から排出後は、ペールランプリフトで掴み、パレット無しでヤードに貯留するものと考えて宜しいでしょうか。	民間事業者の提案によるものとします。
26	19	1	2	6	6	搬入出車両 (表16)	残さの搬出車は10tアームロール車とありますが、コンテナへの積込になると考えます。クリーンプラザふじみへの搬送時に残さの飛散等の可能性があります。コンテナへのシート掛けは運転事業者で行うものと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりですが、現在、天蓋付きのコンテナを使用しています。
27	21	1	2	6	9	性能要件	「ただし、有価で売却できる場合はこの限りではない」と記載御座いますが、有価売却対象物は作業員による手選別抽出・保管が必要となります。有価の定義として、自転車、スチール含有率90%以上の鉄製品、アルミ含有率90%以上のアルミ製品、銅・真鍮含有率90%以上の銅・真鍮製品などとして計画して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
28	23	1	2	6	9	概略処理方法 (参考例) 表22	「・・・ライター、スプレー缶の処理を行う」とありますが、破砕機等の処理を行うものでしょうか。また、ライター、スプレー缶の年間搬入量または年間処理実績をご教示いただけないでしょうか。	民間事業者の提案とします。また、ライター、スプレー缶の年間搬入量及び年間処理実績の記録はありません。
29	27	1	2	7	1	生活環境影響調査書の遵守	「(仮称) 新リサイクルセンター生活環境影響調査書」は「令和6年夏季公表予定」とありますが、公表の具体的な月数をご教示ください。	令和6年10月頃公表の予定です。
30	28	1	2	7	6	悪臭及び揮発性有機化合物 (VOC) 対策	(6)「空調換気システムは、全館空気清浄機能付きのものを導入」とありますが、要求される性能と対象エリアをご教示ください。(脱臭・VOC除去・除塵などが想定されます)	要求される性能については、本施設の公害防止基準や処理対象物を踏まえ、必要機能を備えてください。対象エリアは館内全域とします。
31	29	1	2	9		疑義	「なお、実施設計期間中、設計図書の中に要求水準書等に適合しない箇所が発見された場合、及び本施設の機能を全うすることができない箇所が発見された場合は、当組合の承諾を得たうえで、設計図書に対する改善変更を民間事業者の負担において行うものとする。また、実施設計完了後であっても同様のものとし、設計図書に対し部分的変更を必要とする場合には、性能、機能及び管理上の内容が下回らない限度において、当組合の指示を受けて又は承諾を得て変更することができるものとする。なお、この場合は請負金額の増減は行わない。」とありますが、貴組合の指示、提示条件又は提示資料の不備、その他貴組合の帰責事由により、要求水準書等に適合しない箇所や本施設の機能を全うすることができない箇所が発見された場合又は設計図書の部分的変更を必要とする場合は、設計図書に対する改善変更を貴組合にて負担していただけると認識して宜しいでしょうか。また、請負代金の増額を認めていただけると認識して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	頁	項目番号			項目名	質問内容	回答
32	32	2	1	3	1.1 (図1) 建設地	要求性能上、新設建屋と仮囲いが近接となり、建設敷地内に仮設エリア（事務所・資材置場・駐車場等）を設けることが難しいため、貴組合敷地内で既設焼却施設北側以外に、下記エリアをご貸与いただけないでしょうか。 ・既設焼却施設内居室：事務所・休憩所・会議室等に利用 ・西側緑地：仮設事務所・休憩所用地、資材置場、駐車場等に利用（返却時に現状復旧いたします。）	当組合敷地内で貸与できるのは、既存焼却施設の北側緑地（約25m×約7m）のみとなります。なお、近隣の駐車場をあっせんします。また、三鷹市及び調布市の用地及び近隣の空き店舗（約135㎡）を借りられる可能性があります。土地の賃借費及び維持管理費は民間事業者の負担とし、工事終了後は現状復旧を行うこととします。
33	32	2	1	3	1.1 (図1) 建設地	図1に仮設工事事務所との記載がありますが、このスペースをご貸与いただけるということによろしいでしょうか。その場合、具体的な広さについてご教示ください。	ご理解のとおりです。広さは、25m×7m程度です。なお、範囲内に既設の街灯があるため、街灯を撤去して使用する場合は、原状復旧してください。
34	32	2	1	3	1.1 (図2) 建設地	新リサイクルセンター建設敷地近辺で、仮設利用（事務所・駐車場・資材置場等）が可能な土地がございましたら、ご教示いただけませんか。合わせて使用条件についてもご教示ください。	No.32の回答を参照ください。なお、使用条件については、土地所有者との協議によります。
35	33	2	1	3	1.3 仮囲い	要求性能上、新設建屋と仮囲いが近接となり、揚重機が設置できる範囲が南側のみとなります。また施工上、建屋北側へのアクセス路の確保も難しいため、工事中のゲートCの利用、構内道路からの施工（東西北側構内道路の一時的な通行止め）をお認めいただけないでしょうか。	土曜日、日曜日、早朝、夜間等車両の通行が無いときに認めます。
36	33	2	1	3	1.3 仮囲い	新施設南側仮囲いは、敷地境界部分（既設フェンスの外側）に設置できると考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
37	33	2	1	3	1.3 仮囲い	東棟・北棟解体後の外構整備工事施工時の工事で使用可能な範囲、仮囲い位置をご教示ください。	外構整備工事施工時には、（仮称）新リサイクルセンターが稼働していますので、外周道路の確保も含め、稼働に支障がない範囲としてください。なお、仮囲いについては、設置の有無を含めて提案によることとします。
38	33	2	1	3	2 工事期間	休日は、原則として週休2日に加え祝日、年末年始及び夏季休暇とするとありますが、国交省発行の「令和4年度週休2日制適用工事の概要」より推奨されている週休2日交替制についても同様にお認めいただけるものと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
39	34	2	1	4	3 全体計画 (敷地東側の歩道上空地)	『敷地東側（三鷹市道226号線側）については、現在、敷地境界から幅2mの歩道上空地（公開空地1.5mが歩道、0.5mが緑地）となっていることから、三鷹市道226号線の道路形態に合わせて、本施設竣工時には、敷地境界から幅2.5mの歩道上空地を確保することに留意すること。』とありますが、幅2.5mの歩道上空地の設計及び施工は本工事所管内でしょうか。また、現在の0.5mの緑地帯の樹木及び緑石、メッシュフェンス等の外構施設の撤去は本工事所管外と考えて宜しいでしょうか。	本工事の所管内として計画ください。
40	34	2	1	3	4.(2) 工사용車両等の運行	工사용車両等の出入りは、東八道路側（D）ゲートを使用とありますが、現状復旧を条件に、南側に工사용ゲートを増設することは可能でしょうか。	道路管理者及び交通管理者との協議が整えば可能です。
41	35	2	1	4	4 全体計画	「車両動線は、原則として左回り（反時計回り）一方通行とし」とありますが、既設焼却施設と新リサイクル施設間の動線が左回り（北から南方向）であれば、それ以外の箇所は左回りでなくても宜しいでしょうか。また、見学者は基本的にバスで来場するものと考え、見学者用（一般車）の駐車場は非設置として計画して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりですが、対面通行は禁止します。後段については、見学者等の車両はできる限り外周道路を使用せずに建物内に駐車することとします。
42	35	2	1	4	4 全体計画	「・・・一般持込車、見学者等との動線を分離すること」とありますが、敷地出入口が決まっていることから敷地内動線は既設周回道路を使用するものとするため、本項目は新リサイクルセンター内で動線を分離するものとの認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
43	35	2	1	4	4 全体計画	「・・・一般持込車、見学者等との動線を分離すること」とありますが、見学者は基本的にバスや乗用車で来場するものとし、収集車動線を妨げないように、建物内に駐車するものと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
44	39	2	1	9	2 火災防止対策	(8)「消防の速やかな消火作業を開始するため、貯留ピット、プラントホームや選別設備をはじめとした火災発生のおそれがある部屋には排煙設備を設置」とありますが、建築基準法により排煙設備（排煙窓、排煙トップライト、機械排煙）が不要な場合は非設置でも宜しいでしょうか。	民間事業者の経験に基づき、火災が発生しやすい設備については、放水銃、スプリンクラー等を設置することとしてください。（例：受入貯留設備及び破砕機後の選別・搬送コンベア、災害廃棄物保管スペース等）
45	39	2	1	9	2 火災防止対策	(9)「万一火災が発生した場合に備えて、放水銃やスプリンクラーに加え、大量の水や泡等による消火設備を設置すること」とありますが、この「放水銃」は法令上の定義が無い為、自主設置とし「スプリンクラー」は消防法の義務設置条件に該当した場合のみ設置とすることで宜しいでしょうか。	No.44を参照ください。
46	39	2	1	9	3.(1) 災害対策	「災害廃棄物を屋内に保管できるスペース（1F 1,200㎡程度又はB1 2,000㎡程度）を設けること」とありますが、地下階廃棄物置場を設置した場合に地下階へのスロープ入口は任意の位置に設置できるものと考えて宜しいでしょうか。	可としますが、見学者バスでアクセス可能な勾配、高さを設けてください。また、災害廃棄物を処理するためのダンプトラックや重機等の搬入ができるよう考慮してください。
47	35	2	1	9	3.(2) 災害対策	災害廃棄物を屋内に保管できるスペースは、北棟・東棟解体後の敷地を利用してもよろしいでしょうか。	災害廃棄物の搬入・保管・重機による処理等を全て建物内で行うこと、及び見学者のバスを建物内に駐車したうえで、見学者が46人乗りのエレベーターまで安全に移動できることを条件に可としますが、条件を満たすことは困難と考えます。
48	39	2	1	9	3.(5) 災害対策	緊急用電源の設置場所は、北棟・東棟解体後の敷地を利用してもよろしいでしょうか。	可としますが、竣工までに引き渡し性能試験に合格することが条件となります。
49	40	2	1	11	1 試運転	「第12節 電気設備」にクリーンプラザふじみ 焼却炉立上げ用の非常用発電装置の記載がありますが、試運転期間中に建設工事請負事業者の範囲で焼却炉立上げが出来る事の確認を行うものと考えて宜しいでしょうか。	竣工までに実施する引き渡し性能試験において、焼却炉の立上げができることを確認します。
50	41	2	1	11	2.2 運転指導	建設工事請負事業者による追加指導はいつまで行う必要があるのでしょうか。運転支援事業者の運転教育との区別を図るためにも明確にしていただきたい存じます。また、ここにいう追加指導とはどのようなものを想定されているのかご教示いただけないでしょうか。	建設工事請負期間中を想定しています。追加指導の内容は、現時点では具体的に想定しておりません。
51	41	2	1	11	3.1.1 試運転期間中の運転員の手配	「試運転期間中の運転員は当組合が手配を行う。運転指導に係る必要な費用のうち、運転員にかかる費用は当組合が負担する。」とありますが、運転員の人数については実施時に協議いただけるものと考えて宜しいでしょうか。	運転員の人数については、原則、提案内容によるものとしますが、過不足が生じた場合は協議します。
52	41	2	1	11	3 試運転期間中の運転員の手配	試運転期間中（ごみの全量受入れ後）のプラントエリアの日常清掃は、運転事業者の範囲と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
53	41	2	1	11	3 資源物、処理残さ等の搬出	資源物は10tまたは4tの脱着コンテナでの搬出も考えられますが、そのコンテナの設置は貴組合が手配する搬出業者の範囲と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
54	46	2	1	13	2 施工の契約不適合責任	契約不適合責任期間は原則として正式引渡しの日から起算して5年間とありますが、正式引渡し日は、東棟・北棟跡地外構工事の竣工日と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
55	46	2	1	13	2 施工の契約不適合責任	プラント工事関係及び建築工事関係の契約不適合責任期間について「原則として、…〇年」とありますが、「原則として」と記載している趣旨をご教示いただけないでしょうか。また、例外とはどのような場合か、ご教示いただけないでしょうか。	工事請負事業者が虚偽の報告を行っていた場合等については、この限りではありません。
56	46	2	1	13	2 施工の契約不適合責任	「ただし、契約不適合が当組合の故意又は重過失により生じたものであるときには適用しない。」とございますが、貴組合に軽過失がある場合は、過失競合になり貴組合にも責任があるとの認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
57	46	2	1	13	2.2 建築工事関係	「防水工事の契約不適合責任期間は10年」とありますが、対象となる防水施工部位は屋根と水槽として宜しいでしょうか。	防水施工を行う壁、床についても同様とします。
58	46	2	1	13	2.3 契約不適合確認の考え方	工事的物や性能等に対し疑義が生じた場合に、貴組合が建設工事請負事業者に対して契約不適合確認を行わせることができるケースのご記載がございますが、契約不適合確認を行わせることができる期間は、2.1および2.2と同様であると理解して宜しいでしょうか。	設計の契約不適合責任期間は正式引渡しの日から、10年間とし、施工の契約不適合責任期間は『2.1 プラント工事関係』、『2.2 建築工事関係（建築機械設備、建築電気設備を含む。）』となります。
59	46	2	1	13	2 契約不適合確認	契約不適合の確認は、契約不適合責任を負う期間である、契約不適合責任期間内に発生した施設の種類の品質についての疑義に限るとの認識で宜しいでしょうか。	書類・品質及び数量等が契約不適合確認の範囲となります。ただし、数量については、引き渡し時の数量等の確認の結果をもって、取り扱うことができます。
60	47	2	2	1	2.4 契約不適合確認	建設工事請負事業者と貴組合との間で行われる、「契約不適合確認」の実施期間は、契約不適合責任期間内で行われるものであり、契約不適合責任期間経過後は実施されないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
61	50	2	1	16	1.1(3)(ク) イ 年間維持補修経費	「年間維持補修経費（引渡より30年分）」とのご記載がございますが、本事業における運営期間は20年間となりますので、21年目～30年目の維持補修経費は非価格要素審査点には考慮されないものと理解して宜しいでしょうか。	20年間の維持補修経費を削減するため、21年目～30年目の維持補修経費を上乗せしている事例が多くみられることから、非価格要素審査に含みます。
62	56	2	1	19	6 保険	本施設の施工に際しての保険の種類のご記載がございますが、ご記載の保険は一例であり、具体的な付保内容については事業者の提案によるものと理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
63	57	2	1	20	9.1 工사용水	工사용水の引き込み位置については請負者にて任意に設定できるものと考えて宜しいでしょうか。	基本的には水道管が短くなるよう需要場所の直近としますが、水道局及び組合と協議のうえ設定するものとします。
64	57	2	1	20	9.2 工사용電力	工사용仮設電力の引き込み位置については請負者にて任意に設定できるものと考えて宜しいでしょうか。	現地調査を行い、施設の運営及び施工に問題がないか確認及び協議のうえ設定することとします。
65	57	2	1	20	9.2 電話回線・インターネット回線	電話回線・インターネットの引き込み位置については請負者にて任意に設定できるものと考えて宜しいでしょうか。	施設の運営及び施工に問題がないか確認及び協議のうえ設定することとします。
66	63	2	2	2	1 歩廊・階段・点検床等	「(9 歩廊、階段、点検台等の床は全てグレーチング・・・)とありますが、リサイクル施設にあつては、各所を清掃したごみをダスト投入先へ搬送する際にこぼしたり、点検時に工具を誤って落としたりする可能性があるため、二次被害を出さないように、鋼製の歩廊、階段、点検台等はグレーチングではなく高鋼板にて施工することをお認めいただけないでしょうか。	可とします。
67	67	2	2	3	1.1 計量機	計量機システムを既存の焼却設備側と統合した場合に、既存システムとの統合に係るハードウェアとソフトウェアの改造、試運転調整、メンテナンス費用、両システム間取合配線は貴組合所掌と考えて宜しいでしょうか。	既存システムとの統合に係るハードウェアとソフトウェアの改造、試運転調整については組合負担とします。本施設とクリーンプラザふじみ間に設ける中継端子盤を責任分界点とし、本施設内のメンテナンス費用については本事業に含めるものとします。
68	68	2	2	3	1 1.1 (4) 設計基準	計量機について、「原則として、委託業者用及び一般持込者用は工場棟内に設置すること。」とありますが、委託業者用の搬出用計量機については工場棟外での設置でも宜しいでしょうか。	可とします。
69	69	2	2	3	1 1.1 (4) 設計基準	図3一般持込者の計量イメージ（参考）のSTEP4において、「料金徴収は現金利用のみとして構わない。ただし、効率的に徴収できる方策を提案すること。」とあります。効率的な徴収を考慮し、料金徴収にキャッシュレス決済の導入を提案することは可能でしょうか。	現金のみとしますが、自動精算機等の導入は可とします。

No.	頁	項目番号				項目名	質問内容	回答
70	70	2	2	3	1.2	プラットフォーム（建築工事所掌）	計量機システムを無停電電源とする場合、無停電の担保時間は何分間を想定しておけば宜しいでしょうか。	10分間程度を目安としますが、民間事業者の提案とします。
71	71	2	2	3	1.3	災害破棄物仮置場	面積は、1 F L : 1,200㎡程度又はB 1 : 2,000㎡程度を満足していればよろしいでしょうか。	面積を満足するとともに、災害時には大型トラックによる搬入や重機による作業を想定していますので、作業効率を考慮して提案してください。
72	71	2	2	3	1.3	災害破棄物仮置場	「(2)設計基準 ②災害廃棄物を仮置きした際を想定し、悪臭や粉じんの飛散などの対策を施すこと」とありますが、災害廃棄物仮置場専用の集じん・脱臭設備が必要との認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
73	76	2	2	8	1	受入れ供給設備	「(1)自動倉庫型受入れ供給」とありますが、本技術の設計・製作が可能なメーカーが無く、まだ自社設計が困難な場合は、ごみ貯留ヤード又はピット&クレーン方式を採用しても宜しいでしょうか。	可としますが、将来のびん・かん・ペットボトルの袋混合収集に対応できるよう提案してください。
74	76	2	8	2		破袋設備	びん・缶類処理は破袋機のみを設置し除袋は手選別コンベヤ上にて人手で行う方法でも可能でしょうか。	可とします。ただし、要求水準書に記載の運転事業者数を考慮して提案してください。また、作業従事者の人数は、提案のとおりとし、増員は認めません。
75	77	2	2	8	5	貯留・搬出設備	「(4)設計基準 ③茶色びん、無色びん、その他びん残さそれぞれに対して、3日分以上の貯留が可能な容量とすること」とありますが、積込み時に敷地外への粉じん飛散を防止できるパンカ貯留方式を採用しても宜しいでしょうか。	可とします。ただし、どの方式においても原則カレットで搬出することを考えていますので、びんは破砕処理してください。
76	78	2	2	12	1.2	電源ロック装置等の取り付け	「遠隔操作のできる電気回路方式を採用する場合は、点検中の電気機械器具に遠方から電源が投入できない方式とすること。」とありますが、『動力制御盤内にあるブレーカを動力制御盤から離れた遠隔から投入できない方式』もしくは『現場盤に中央一現場の切替スイッチを設け、現場盤の切替スイッチが現場選択時には遠隔からの運転操作ができないようにする』との認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
77	78	2	12	2	2.2	非常用発電機	「クリーンプラザふじみ 焼却炉立上げに必要な電力 [1,400] kW」との記載がありますが、新リサイクルセンターで非常用電源との併用は可能でしょうか。	クリーンプラザふじみの焼却炉立上げを優先しますが、それ以外は、(仮称)新リサイクルセンターの非常用電源として利用可能です。
78	79	2	2	12	2.3	無停電電源装置	「本装置は、直流電源装置と交流電源装置からなり」との記載がありますが、初期導入費や維持管理費低減にメリットがある汎用ミニUPSとしても宜しいでしょうか。(入力AC100V, 出力AC100V)	要求性能を満足することを条件に本提案を可とします。
79	83	2	2	13	2.7.1	一般計装センサ	(4)項に「流速計」、(5)項に「開度計」の記載がありますが、リサイクル施設ではこれらについては使用するところはございません。つきましては、「流速計」、「開度計」については、除外と考えて宜しいでしょうか。	民間事業者の提案とします。
80	85	2	2	13	2.7.3	システム構成	図5 自動制御・データ処理システム構成図(参考図)には各系列の動力制御盤が独立して記載されていますが、必要に応じて統合しても宜しいでしょうか。	可とします。
81	86	2	2	13	2.7.3	システム構成	図5 自動制御・データ処理システム構成図(参考図)には中央CPU の記載がありますが、いずれかの動力制御盤にCPU を設置し、それを中央CPU と読み替えても宜しいでしょうか。	可とします。
82	86	2	2	13	2.7.3	システム構成	「自動制御・データ処理システム構成図(参考図)」では、(操作、監視)パソコンが2台、それらのパソコンとは別に(データ処理)パソコン1台となっておりますが、操作性の向上からデータ処理機能を操作、監視パソコン2台に統合しても宜しいでしょうか。	可とします。
83	86	2	2	13	2.7.3	システム構成	「自動制御・データ処理システム構成図(参考図)」では、「粗大・不燃ごみ処理系列動力制御盤、プラスチック・ペットボトル処理系列動力制御盤、缶類処理系列動力制御盤、びん類処理系列動力制御盤、受入、貯留・搬出等共通系動力制御盤」との記載がありますが、これらの区分は、運用面や維持管理性を考慮し、建設工事請負事業者から提案とさせていただきます。宜しいでしょうか。	可とします。
84	87	2	2	14	2.3	説明用ハードウェア	P.87説明用ハードウェアの配置場所の記載はありませんが、本項に示された設備はP.117 4.16 環境学習会議室(研修ホール)に記載されているものと同じものを指していると考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
85	89	2	3	1	1.1.(12)	汚染土壌処分	汚染土壌処分が発生した場合の負担金は貴組合とありますが、本工事前に貴組合にて、汚染土壌調査を行うと考えて宜しいでしょうか。その場合の調査スケジュールをご教示ください。	ご理解のとおりです。なお、調査は令和7年1月頃を予定しています。
86	89	2	3	1	1.1.(12)	汚染土壌処分	汚染土壌処分が発生した場合の負担金は貴組合とありますが、工期についてもご協議いただけるものと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
87	89	2	3	1	1.3	仮設計画	「クリーンプラザふじみ」敷地内または敷地近辺で、工事前仮設用地(事務所・駐車場・資材置場等)としてご貸与いただける土地がございましたらご教示ください。使用条件等についても合わせてご教示ください。	No.32を参照ください。なお、使用条件については協議によります。
88	89	2	3	1	1.3.1	仮囲い	仮囲い(高さ3m程度)を施工することとありますが、東棟・北棟跡地外構工事においては、簡易な仮囲いの設置もお認めいただけますと考えて宜しいでしょうか。	No.37を参照ください。
89	89	2	3	1	1.3.3	仮設のユーティリティ	工事に必要なユーティリティは建設工事請負事業者の負担にて、関係官庁と協議のうえ、引き込むこと。とありますが、施工計画を行うため、入札前に関係官庁と事前協議を行うことをお認めいただけますと考えて宜しいでしょうか(ユーティリティ以外の仮設計画を含む)。	ご理解のとおりです。ただし、事前協議には、原則、当組合職員が同席します。
90	90	2	3	1	1.6	掘削工事	「再利用できない発生土は場外処分」とありますが、処分先等は事業者にて決定出来るものと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
91	90	2	3	1	1.7	地下埋設物	想定外の地下埋設物が発見された場合、処理処分に係る費用は貴組合が負担すると思いますが、工期についてもご協議いただけますと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
92	92	2	3	1	2.4.1	見学施設	見学用窓は小さい子どもも見えるような高さ(100cm程度)とし、とありますが、身長100cm程度の子どものみ見えるように設置するということではよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
93	93	2	3	1	2.5	環境学習機能	「開館時間中は、いつでも自由に利用することができる」とありますが、個人が自由に出入りでき、かつ、見学者設備の案内を必要とせず利用できるものを希望されている、との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
94	100	2	3	1	2.8	屋上	「屋上スペースを活用した住民に親しまれる施設」とありますが、屋上スペースも自由に出入りできる利用を想定されていますでしょうか。	ご理解のとおりです。
95	103	2	3	2	1	(11) 環境学習会議室からの見学者動線	環境学習会議室(研修ホール)から直接プラットフォーム上部に移動できる見学者動線、とありますが、バリアフリー対応は必要でしょうか。	ご理解のとおりです。車いす対応等を含め提案してください。
96	105	2	3	2	2.4	排水処理設備室	プラント排水は、当社過去納入実績から「表27 排水基準値」を遵守できる場合は、プラント排水処理設備を不要とさせていただきますことをご教示いただけますでしょうか。	災害時の散水も含めて排水基準値を遵守できれば可とします。
97	106	3	2	3		必要諸室(居室関係)	表46必要居室と使用者で組合会議室の大会議室:200m2程度と記載がありますが、P109 の4.3組合会議室では大:150m2となっております。どちらが正しいでしょうか。	大会議室を150㎡とし、書庫を50㎡程度設けることとします。要求水準書を修正します。
98	107	3	2	3		必要諸室(居室関係)	P107の16)環境学習会議室(研修ホール)及びP117の4.16環境学習会議室(研修ホール)床面積には550m2程度と記載がありますが、添付資料14建築内/外部標準仕上げ表及び建築設備リストのP2には環境学習会議室(研修ホール)500m2程度となっております。どちらが正しいでしょうか。	当該諸室には什器収納のための倉庫を設けてください。倉庫を含めて550m ² 程度とします。要求水準書を修正します。
99	118	2	3	2	4.20	渡り廊下	渡り廊下工事における作業制約条件(作業時間、時期、既存焼却施設取合い工事等)をご教示ください。既存焼却施設東側構内道路を一時的に通行止めとすることは可能でしょうか。	作業時間や時期に関する制約はありませんが、既存焼却施設東側構内道路の通行止めは、日曜日は終日、その他の日は早朝・夜間のみ認めます。例えば、土曜日の夜間から月曜日の早朝まで通行止めが可能です。
100	120	2	3	2	4.23	調理室 冷蔵庫(冷凍庫付き)	冷蔵庫(冷凍庫付き)は1台以上となっておりますが、災害時には一時避難者も利用するのでしょうか。	ご理解のとおりです。災害時に利用することも含め提案してください。
101	128	2	3	5	4	室内仕上げ	(2)「機械設備は原則として建屋内に収納する」とありますが、機械設備とは、プラント機械設備であり、空調室外機や熱交換機等は、屋外に設置と考えても宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
102	129	2	3	6	2.4	外構工事	本工事業業用地内には、移植や保存が必要な樹木はないと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
103	131	2	3	7	2	構内道路工事	「3 駐車場 当組合側の駐車スペースは不要とする。必要に応じて、民間事業者が自ら必要な駐車スペースを設けること」、並びに「4 駐輪場 当組合側の駐輪スペースは不要とする。必要に応じて、民間事業者が自ら必要な駐輪スペースを設けること」とありますが、当該施設の運転事業者用も不要として計画して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
104	131	2	3	7	5	通用門前の歩道の構造変更	通用門とはどの箇所を指しているのかご教示ください。	三鷹市道 226 号線からの通用門を指します。
105	131	2	3	7	5	通用門前の歩道の構造変更	車両乗入れが可能な構造に変更すること。とありますが、乗入れる車両や歩道切り下げ範囲をご教示ください。	大型車両(災害廃棄物等の搬入を想定したダンプ車やトレーラ車)を想定していますが、歩道切り下げ範囲は管轄(東京都北多摩南部建設事務所管理課道路管理担当)との協議によります。なお、要求水準書の表現が分かりにくいので、要求水準書を修正します。
106	134	2	3	9	4.2	電話設備工事	「(便所、倉庫を除き、原則として各室に設けること。）」とありますが、これは「(便所、倉庫を除き、原則として各室内線電話機(有線または無線)が使用できるようにすること。）」と解釈して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
107	135	2	3	5		場内無線連絡設備	場内無線連絡設備は、有線の内線電話の他に、運転事業者で使用される無線機(トランシーバー)も必要となるかをご教示ください。	無線機(トランシーバー)は当組合で用意します。
108	135	2	3	12		EV充電ステーション	「不特定多数の来場者が利用することが可能なEV・PHEV急速用充電設備・・・」とありますが、充電目的で来場した車両は、収集車等と同じ門扉から入場し、施設の外周道路を通行して充電ステーションへ行くものと考えて宜しいでしょうか。また台数は2台程度と考えて宜しいでしょうか。また、EVバッテリー車用の充電ステーションの設置有無についてご教示下さい。	車両動線についてはご理解のとおりです。なお、充電設備は兼用とし3台程度整備してください。
109	135	2	3	12		EV充電ステーション	「当組合所有のフォークリフト【規格:J1772 J1772】へ充電可能な充電設備を・・・」とありますが、充電対象のフォークリフト台数をご教示願います。	フォークリフト用の充電設備は屋内に6台程度整備してください。

No.	頁	項目番号			項目名	質問内容	回答	
110	135	2	3	13	EV充電ステーション	「不特定多数の来場者が利用することが可能・・・」とありますが、充電目的で来場した車両は、収集車等と同じ門扉から入場し施設の外周道路を通行して充電ステーションへ行くものと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
111	138	3	1		運営に係る役割の分担（表49）	「見学対応」について、運転支援事業者に「必要に応じて支援」という記載があります。想定されている支援内容についてご教示ください。	当組合が作成する資料の添削のほか、民間事業者の社員や顧客など民間事業者に関連する視察や見学の対応、秘匿性の高い質問への回答等を想定しています。	
112	138	3	1		運営に係る役割の分担（表49）	「近隣住民対応」について、運転支援事業者に「△（初期対応）」という記載があります。住民等から直接運転支援事業者へ質問、意見などがあつた場合に限り、運転支援事業者が初期対応するものとし、運転支援事業者へ質問、意見などがあつた場合は運転支援事業者が初期対応すると考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
113	138 158	3	1		運営に係る役割分担（表49）、施設警備・防犯	運転支援事業者の所掌となっている「警備・防犯」の具体的な内容をご教示いただけますでしょうか。P158にご記載の内容より、(1)機械警備システムの導入、(2)一般来場者の出入り口の施錠（運転支援事業者が使用するエリアは対象外）を指していると理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
114	139	3	1	2(2)	運転業務（本施設の運転業務）	「なお、運転支援事業者が担う業務外に必要な人員は運転支援事業者自らが配置し、業務を行うこと。」とあります。「運転支援事業者が担う業務外に必要な人員」とは、具体的にはどのような業務を行う人員を想定されているかご教示ください。	SPCの運営に必要な事務員等を想定しています。	
115	140	3	1	2(1)	運転支援事業者の業務範囲	運転教育を行うにあたり、既存施設の運転人員、年齢構成、経験年数等をご教示ください。	本事業の入札参加者に個別に回答します。	
116	140	3	1	2(2)	運転支援事業者の業務範囲	「※現在、当組合が指定する運転支援事業者への委託業務内容は添付資料14「不燃ごみ処理業務委託（その1）仕様書」及び「不燃ごみ処理業務委託（その2）仕様書」を参照すること。」とあります。添付資料14は建築内/外部標準仕上げ表及び建築設備リストとなります。「添付資料14」を「添付資料16」と読み替えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。要求水準書を修正します。	
117	142	3	1	3	1	統括責任者の配置	「現場統括責任者を交代する場合、下記の要件を満たすこととし、」とあります。本要件は交代する前の統括責任者にも該当する物と理解して宜しいでしょうか。また、本要件を満たす人員を現場統括責任者とは別に本事業に配置することを条件に、本要件を満たさない人材を現場統括責任者として選任することをお認めいただけないでしょうか。	ご理解のとおりです。本要件を満たさない人材を選任する場合、その人材については、当組合の承認を得る必要があります。
118	143	3	1	4	連絡体制	「運転支援事業者は、平常時（非常駐とする場合は午前8時30分～午後5時30分）及び夜間、施設の停止時における緊急時に現場に駆け付けることができるような体制及び当組合への連絡体制を整備すること。」とありますが、運転支援事業者が警備防犯業務を委託した場合、委託先の警備会社が一次的に現場に駆け付け、貴組合へ連絡できる体制を敷けばよいとの認識で宜しいでしょうか。	設備にトラブルが発生した場合には、設備に詳しい技術者が駆け付けることとします。それ以外の場合は、ご理解のとおりです。	
119	148	3	1	9	運転支援事業者が提出する各種計画及び報告内容の一覧（参考例）（表51）	見学者来場記録を月次、年次にてご報告する内容となっています。見学者対応業務は貴組合所掌であるため、本報告についても運転支援事業者の業務範囲から除外いただけないでしょうか。	民間事業者の社員や顧客など民間事業者に関連する視察や見学については記録し報告してください。	
120	149	3	2	2.2	維持管理・運転支援期間中の運転教育	「運転支援事業者は、自らの提案に基づき、日常、定期的な運転教育を運転支援事業者に対して行う。」とありますが、運転支援事業者が、一定の技能や能力を有しており、運転支援事業者による運転教育を不要と判断し、貴組合が認めた場合には、運転教育の内容の変更、省略できるものとしていただけないでしょうか。	省略は不可とします。内容の変更については当組合と協議によることとします。	
121	152	3	2	3	4(2)	建築物等の保全業務	「運営期間中において、壁紙の張替え、外壁塗装及び屋上防水工事を1回以上実施すること」とあります。壁紙の張替え、外壁塗装及び屋上防水工事的な具体的な内容及び工事範囲については、施設機能保全を考慮した上で、運営支援事業者にて想定するという理解で宜しいでしょうか。	当組合と協議の上、外装塗装及び屋内防水工事的な具体的な内容及び工事範囲を決定することとします。
122	155	3	2	6	2.3	事故発生時の対応	「事故が発生した場合、運転支援事業者は事故対応マニュアルに従い、直ちに事故の発生状況、事故時の運転記録等を当組合に報告すること。」とあります。本件については、運転支援事業者の業務範囲において発生した事故を対象とし、運転支援事業者の業務範囲で発生した事故については、対象外と理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
123	156	3	2	7	1(1)	運転記録	「運転支援事業者は、本施設のごみ搬入量、資源物搬出量・・・運転管理に関する報告を定期的に当組合に提出すること。」とあります。一方、148頁第2節においては、「本施設の運転は運転支援事業者が実施し、当組合が管理を行う。」とあります。上記の運転管理に関する記録についても、実際に運転管理を行う貴組合所掌へ変更いただけないでしょうか。	不可とします。運転委託事業者側の事由による事故及び機器・不具合は、運転委託事業者にて、当該報告を作成します。運転支援事業者は当該報告を月報等へ反映し、当組合へ報告してください。
124						添付資料1	更新予定範囲図に「仮設管理棟予定地」が記載されておりますが、本工事の対象外であり、本工事との干渉はないと考えて宜しいでしょうか。工程等、本工事に関連する内容があればご教示ください。	ご理解のとおりです。なお、竣工は令和6年12月、解体工事の着工は、試運転開始時を予定しています。
125						添付資料1	騒音基準は、災害時にクリーンプラザふじみを立ち上げる緊急電源の稼働音には適用されないものと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
126						添付資料2	運転マニュアルについては、竣工時に貴組合の承諾を得た以降は、運転支援事業者が作成・更新を行うものとの認識で宜しいでしょうか。また、運転支援事業者の役割は、運転支援事業者の求めに応じ、運転マニュアルの作成・更新にあたり、相談に応じるとの認識で宜しいでしょうか。	運転支援事業者の要求にかかわらず、運転支援事業者が運転マニュアルの作成・更新を行い、運転支援事業者の相談に応じることとします。
127						添付資料2	運転支援事業者の行う、運転支援事業者への教育と、運転支援事業者の履行能力の責任分界点を明確にするため、「運転支援事業者は、貴組合の承諾を得たマニュアルに従い、規定回数の教育を行えば、適切に教育を履行したものと、運転支援事業者の行った教育責任は適及されず、運転支援事業者は将来に向かって免責される。」としていただけないでしょうか。	運転支援事業者は、当組合の承諾を得たマニュアルに従い、規定回数の教育を行えば、適切に教育を履行したものと、以降、運転支援事業者の行った教育責任は適及されず、運転支援事業者は将来に向かって免責されます。
128						添付資料2	「運転支援事業者から運転委託事業者へ運転に関する教育が計画に従って適切に行われたものの、施設運営に支障を来した場合」のリスク負担者について運転支援事業者に「△」とありますが、運転委託事業者へ運転に関する教育が計画に従って適切に行われたにもかかわらず、運転支援事業者が負担するリスクとは具体的にどのようなものを想定されているのかご教示いただけないでしょうか。	当該教育内容の見直しを行うことを想定しています。
129						添付資料2	運転支援事業者の△（副分担）は、設計・建設事業については要求水準書第7節（3）に記載されている、施工中の安全対策として近隣住民へ迷惑を及ぼさないよう注意・監視することを指し、維持管理・運転支援事業については要求水準書P138表49に記載されている近隣住民対応の「初期対応」を指すものとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
130						添付資料3	各搬入出ゲートの利用制限（車種、台数制限など）があればご教示いただけないでしょうか。	交通渋滞を避けるため、通行量を概ね南側5割、東側3割、西側2割とし、かつ、西側は搬出のみとしています。
131						添付資料5	地質調査業務報告書の概要版となっておりますが、より詳細な内容を確認したく、地質調査報告書の全文をご提供いただけないでしょうか。特に、見積りにあたりボーリング調査が行われた4箇所の柱状図を入手することは可能でしょうか。	可とします。希望者は、本要求水準書の質問及び回答の公表日以降に、当組合（fujimishitetsuka@fujimiseikumiai.jp）宛にメールで申し出を行ってください。希望者に対して、CD-Rを貸し出しします。
132						添付資料6	調布市公共下水道台帳施設平面図129によると、汚水に関しては今回工事用地に関わる範囲の南側は汚水公共枀1か所及び0号人孔1か所から幹線管渠に放流、東側は汚水公共枀1か所から管理外施設300φ円形管に放流していると読み取れます。一方、雨水に関しては明示されておませんが、敷地内の既存汚水公共枀にて汚水と合流して放流する計画として宜しいでしょうか。	No. 3の回答を参照ください。
133						添付資料6	「受電800kW以下、送電1400kW」とありますが、非常用発電機の起動を含め、受電から送電への切替については、オペレータの判断で手動で行うものと考えて宜しいでしょうか。また、送電から受電への切り替えについても、非常用発電機の停止を含め、オペレータの判断で手動で行うものと考えて宜しいでしょうか。	ご質問の切り替えのタイミングについては、当組合の指示のもと行うものと認識してください。なお、非常用発電機の運転操作は、当組合等が実施します。
134						添付資料6	1.電力関係取合いについて「非常用発電機：定格電圧：6.6kV、定格容量：1,750kVA以上×1基、連続運転時間72時間以上とし、…」と記載がありますが、発電機は1基ではなく複数台でまかなう方法でも問題ないでしょうか。	1基での提案を基本としますが、やむを得ない場合には複数台での提案も可とします。ただし、焼却炉1炉立上りの非常用発電機は焼却設備側の高圧変圧器（最大容量1,500kVA）の励磁突入電流、プラント負荷（最大容量210kW）の始動電流、インバータ負荷（6.6kV換算で245kVA）の高調波分等逆相電力に耐えられる仕様とした上で、既設蒸気タービン発電機との同期並列運転、負荷移行に必要な装置を設けてください。
135						添付資料6	1.電力関係取合いについて「所掌範囲：既設高圧配電盤（第一電気室）二次側の高圧ケーブル設計/施工（既設ケーブル撤去含む）」と記載がありますが撤去可能期間をご教示ください。	令和8年12月又は令和9年6月の既設焼却設備定期点検時の全休炉期間（1週間程度）に既設高圧ケーブルの離線/撤去を実施し、令和9年12月の全休炉期間に新設ケーブルの敷設/緊ぎ込みを予定しています。
136						添付資料6	1.電力関係取合いについて「既設蒸気タービン発電機（10,778kVA）との同期並列運転機能を設ける。」と記載がありますが既設の蒸気タービン発電機の仕様書、図面等の資料をいただけないでしょうか。	同期並列運転機能の詳細については契約後、既設施工業者との協議になりますので、既設側の改造が最小となる計画としてください。
137						添付資料6	1.電力関係取合いについて、電力の取り合い点となる高圧配電盤の詳細図をいただけないでしょうか。	入札公告の添付資料7「高圧配電盤・第1電気室機器配置図」にお示ししていますので参照ください。
138						添付資料6	2.制御信号の取合いについて、既設設備との取合い信号のリスト（運転指令、一括故障等）をいただけないでしょうか。また、信号の取合いの種類についてご教示ください。（ハードワイヤーまたは通信(Ethernet、CC-link等)のどちらでしょうか。）	既設設備と取り合う制御信号の詳細については現在検中であり提示できませんので、事業者にて想定してください。既設設備（渡り廊下に設置の中継端子盤）と取合うプラント用制御信号はハードワイヤーで計画してください。計量器システム信号、ITV信号については光ケーブル通信で取合う計画です。信号詳細については契約後、既設施工業者との協議になります。
139						添付資料14	No.16環境学習会議室（研修ホール）長机（折畳式）、椅子を収納する倉庫は不要でしょうか。	「4.16 環境学習会議室（研修ホール）の諸室仕様に什器収納のための倉庫を設けること（床面積に含める。）」とありますので計画してください。
140							「（仮称）新リサイクルセンター整備及び維持管理委託事業 要求水準書（案）に関する質問・意見への回答」において、外周道路はバスの乗降場所として使用不可とのことですが、屋外で車両を駐車しての搬出品積み込みも出来ないかと理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。